

白河市農産物ブランド白河しろもの認証制度実施要綱

令和3年3月31日要綱第74号

改正

令和4年3月31日要綱第97号

(目的)

第1条 この要綱は、「農産物ブランド白河しろもの」推進基本方針に基づき、市内で生産される農産物やその加工品の認知度向上と販路拡大を図るとともに、市内産品を通じた地域のPRにつなげていくため、農産物ブランド白河しろものに係る認証の手続を定めることを目的とする。

(認証組織の設置)

第2条 認証組織として、白河市農産物ブランド戦略委員会（以下「戦略委員会」という。）を設置するものとする。

(認証の種類)

第3条 農産物ブランド白河しろものに係る認証（以下「認証」という。）の種類は、次に掲げるとおりとし、これらを総称して農産物ブランド白河しろものとする。

- (1) 農産物ブランド白河しろもの銀認証（以下「銀認証」という。）
- (2) 農産物ブランド白河しろもの金認証（以下「金認証」という。）
- (3) 農産物ブランド白河しろもの白金認証（以下「白金認証」という。）

(銀認証の基準)

第4条 銀認証の基準は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内で生産された農畜産物又は当該農畜産物を主たる原材料として生産された食品であること。
- (2) 市内、西白河郡内及び東白川郡内において3箇所以上の販売先がある食品であること。
- (3) 第8条に定める審査で、美味しさに関する評点が3.5以上の食品であること。
- (4) 競合食品と異なるPRポイントがある食品であること。

(金認証の基準)

第5条 金認証の基準は、前条に定める銀認証の基準を満たし、かつ、次の各号に掲げる要件を2つ以上満たすものとする。

- (1) 市内で加工製造された食品であること。
- (2) 認知度調査の結果、市民の認知度が高いと認められた食品であること。
- (3) 栽培実績5年以上又は販売実績10年以上である食品であること。
- (4) 生産者がHACCP又はGAPを取得していること。
- (5) 生産者又は当該食品に何らかの受賞歴があること。

(白金認証の基準)

第6条 白金認証の基準は、前条に定める金認証の基準を満たし、かつ、戦略委員会が実施する市民を含めた投票で首位に選ばれたものとする。

(認証の申請資格)

第7条 認証の申請を行うことができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に居住している個人
- (2) 市内に主たる事業所を有する法人
- (3) 前2号に規定する者で構成された団体

(認証の手續)

第8条 第4条に定める銀認証又は第5条に定める金認証を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、農産物ブランド白河しろもの認証申請調書(第1号様式)を戦略委員会が定めた期間内に市長に提出しなければならない。

- 2 戦略委員会は前項の申請調書に基づき、農産物ブランド白河しろもの認証制度審査票(第2号様式)を用い、書類の閲覧、現地の確認、聞き取り等の方法によりその内容を審査し、審査結果を農産物ブランド白河しろもの認証審査結果報告書(第3号様式)により市長に報告するものとする。
- 3 市長は、前2項の規定による審査結果を踏まえ、各種類の認証の可否を判断し、認証すべきものと決したときは、農産物ブランド白河しろもの認証書(第4号様式)(以下「認証書」という。)を申請者に交付し、認証しないと決したときは、農産物ブランド白河しろもの認証審査結果通知書(第5号様式)により、申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、第6条に定める白金認証の基準を満たした食品の生産者に認証書を交付する。
- 5 銀認証の有効期限は、市長が認証書を交付した日から2年とし、金認証及び白金認証の有効期限は、市長が認証書を交付した日から1年とする。

(認証の更新)

第9条 銀認証を受けた食品を生産する者(以下「認証食品生産者」という。)は、認証の有効期間の満了後においても引き続き当該食品の認証を受けようとするときは、認証の更新を市長に申請することができる。

- 2 認証食品生産者は、前項の申請をする場合は、有効期間の満了する日の30日前までに、農産物ブランド白河しろもの認証更新申請書(第6号様式)を市長に提出するものとする。
- 3 市長は、前項の申請があった場合の認証の手續については、前条第2項から第4項までの規定を準用する。

(認証の表示)

第10条 認証食品生産者は、当該認証を受けた食品(以下「認証食品」という。)の包装又は容器に農産物ブランド白河しろもの認証ロゴ(第7号様式)(以下「認証ロゴ」という。)を付して、これを販売することができるものとする。

- 2 認証ロゴ又はそれを付したラベル等の印刷にかかる経費は、認証食品生産者の負担とする。
- 3 認証ロゴは、認証食品の包装若しくは容器等への貼付又は印刷の方法により行うものとする。
- 4 認証ロゴは、認証食品以外に表示してはならないものとする。
- 5 認証食品生産者は、認証ロゴ又はそれを付したラベル等を印刷するときは、事前に農産物ブランド白河しろもの認証ロゴ使用申請書(第8号様式)により、戦略委員会に申請するものとする。
- 6 戦略委員会は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、審査結果を農産物ブランド白河しろもの認証ロゴ使用審査結果通知書により、申請者に通知するものとする。
- 7 申請者は、前項の通知により許可された内容についてのみ認証ロゴを使用できるものとする。

(実績報告)

第11条 認証食品生産者は、前年度の認証食品の生産出荷実績等について、農産物ブランド白河しろもの認証食品販売実績等報告書(第10号様式)を5月末日までに市長に提出するものとする。

(認証内容の変更)

第12条 認証食品生産者は、生産しようとする認証食品の内容を変更しようとするときは、農産物ブランド白河しろもの認証変更申請書（第11号様式）により市長に申請するものとする。

2 戦略委員会は、前項の申請があったときは、当該食品について、書類の閲覧、現地の確認、聞き取り等の方法によりその内容を審査し、審査結果を農産物ブランド白河しろもの変更審査結果報告書（第12号様式）により市長に報告するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、変更の内容が、軽微な変更と認められる場合には、審査を省略することができる。

4 第8条第3項の規定は、認証食品の内容の変更に係る認証の手續に準用する。

5 前項の規定による認証の有効期限は、変更前の認証の有効期限とする。

（認証の取消し）

第13条 市長は、認証食品が第4条から第6条までの規定による各認証基準に適合しなくなったと認めた場合又は次条第2項の問題点の指摘があった場合は、認証を取り消すことができる。

（認証基準の順守及び責任）

第14条 認証食品生産者は、その生産する認証食品について、認証を受けた後も、当該認証の基準を維持するよう努めなければならない。

2 認証食品生産者は、認証食品に対して消費者又は食品に係る監督官署等から問題点の指摘があった場合は、責任を持ってその解決にあたらなければならない。この場合において市及び戦略委員会は、一切責任を負わないものとする。

3 認証食品生産者は、前項に規定する事案が発生した場合は、その内容及び対処方法について市長に対し速やかに報告を行うものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（白河市農産物ブランド認証制度実施要綱の廃止）

2 白河市農産物ブランド認証制度実施要綱（平成29年白河市告示第47号）は、廃止する。

附 則（令和4年3月31日要綱第97号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。